

グリーンプラン・パートナーシップ事業実施要領（案）

第1 目的

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出（グリーンプラン・パートナーシップ事業））（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業を行うことにより、低炭素地域づくりを促進し、もって地球環境の保全に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、地域における低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・実現可能性等に係る調査事業及び再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備等を導入する事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、別表第1第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

- 一 実行計画等計上事業（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。）又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項の規定により作成された基本計画（以下「実行計画等」という。）に位置づけられた事業若しくは実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業をいう。以下同じ。）に係る設備・車両（以下「設備等」という。）の導入
- 二 実行計画等計上事業又は里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業（実行計画等における位置づけがなされている事業若しくは実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であること又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画（以下、「環境に係る計画」という。）に位置づけられている事業若しくは環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を対象とする事業におけるもの。以下同じ。）の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定
- 三 自然公園内の集団施設地区等における低炭素・自然共生型地域づくり事業（実行計画等における位置づけがなされている若しくは実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている低炭素づくり事業又は地域協議会等からの申請により（6）①の規定により補助事業者

が設置する委員会が承認した地域計画に関連する低炭素地域づくり事業であって自然公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。以下同じ。）区域内におけるもの。以下同じ。）に係る設備等の導入

四 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備等の導入

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 （1）第1号、第2号及び第4号に掲げる事業

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ク 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ケ 法律により直接設立された法人
- コ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者（法人である者に限る。）

二 （1）第3号に掲げる事業

次のうち公園事業者に該当する者

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ 医療法第39条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者（法人である者に限る。）

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限り

ではない。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（補助金交付申請書の審査から補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準を委員会の承認を受けて作成するものとする。
- ② 第2（1）各号に掲げる事業に係る①の審査基準は、以下の事項について評価を行うことができる内容とする。
 - 一 （1）第1号に掲げる事業
 - ア 実行計画等における位置づけがなされている事業又は実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって、低炭素地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること
 - イ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること
 - ウ 地域経済、コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること
 - エ 設備等の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること
 - オ 地域の実情を踏まえた効率的かつ効果的な事業内容であること
 - 二 （1）第2号に掲げる事業
 - ア 実行計画等における位置づけがなされている事業若しくは実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業又は環境に係る計画に位置づけられている事業若しくは環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業に係る調査であること
 - イ 調査の目的・位置づけが明確であり、実行計画等又は環境に係る計画に基づく取組の推進に資するものであって低炭素地域づくり又は低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれるものであること
 - ウ 具体的かつ詳細な調査内容であり、低炭素地域づくりに資する事業の事業化計画の策定、事業性・採算性の把握に資するものであること

- エ 事業スケジュール、推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること
- オ 調査後における事業化可能性が高いと見込まれること
- 三 (1) 第3号に掲げる事業
 - ア 自然公園内の集団施設地区等での事業であること
 - イ 実行計画等における位置づけがなされている事業若しくは実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討が進められている事業であり、又は地域協議会等からの申請により委員会が承認した地域計画に関連する事業であって、低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること
 - ウ 設備等導入に際して、自然公園法の規定に基づく必要な手続が適正に行われるものであること
 - エ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること
 - オ 地域コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること
 - カ 設備等の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること
 - キ 地域の実情を踏まえた効率的かつ効果的な事業内容であること
- 四 (1) 第4号に掲げる事業
 - ア 実行計画等における位置づけがなされている事業若しくは実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であり、又は環境に係る計画に位置づけられている事業若しくは環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって、低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること
 - イ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること
 - ウ 地域コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること
 - エ 設備等の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること
 - オ 里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を対象とし、生物多様性の保全に資する事業であること
 - カ 地域の実情を踏まえた効率的かつ効果的な事業内容であること
- ③ 補助事業者は、委員会の意見等を踏まえ、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ④ 委員会の設置及び運営並びに間接補助金交付先の採択は、環境省総合環境政策局長及び自然環境局長と協議の上、行うものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備等及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正

かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度、事業化の状況、事業の進捗状況又は二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成27年 月 日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用し、平成26年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
実行計画等計上事業に係る設備等の導入	実行計画等計上事業に必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入を行う事業	事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア)間接補助事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2</p> <p>(イ)間接補助事業者が(ア)以外の者（(ア)の括弧書の組合以外の組合を含む。）の場合 2分の1</p>
実行計画等計上事業又は里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定	実行計画等計上事業又は里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業の事業化計画の策定・実現可能性等に係る調査	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる</p>

				<p>ものとする。</p> <p>(ア)間接補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合</p> <p>1分の1(ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。)</p> <p>(イ)間接補助事業者が(ア)以外の者の場合</p> <p>2分の1(ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。)</p>
<p>自然公園内の集団施設地区等における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備等の導入</p>	<p>実行計画等に位置づけられた(若しくは将来的に位置づけられる予定の取組)、又は地域協議会等からの申請により委員会が承認した地域計画に位置づけられた取組に関連する事業に対し必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入</p>	<p>事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくりに必要な設</p>	<p>実行計画等に位置づけられた(若しくは将来的に位置づけられる予定の取組)、又</p>	<p>事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)及び</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>

<p>備等の導入</p>	<p>は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている取組（若しくは将来的に位置づけられる予定の取組）に関連する事業に対し必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入</p>	<p>事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p>		<p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア) 間接補助事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2</p> <p>(イ) 間接補助事業者が(ア)以外の者（(ア)の括弧書の組合以外の組合を含む。）の場合 2分の1</p>
--------------	--	------------------------------------	--	---

別表第2

①第2(1)第1、3、4号に掲げる事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 監理に要する費用
設備・車両費	設備・車両費		事業を行うために直接必要な設備器具及び車両等(これらに附帯する設備を含む)の購入、購入物の運搬、調整及び据付け等に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p>

事務費		現場管理費	<p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の合計額に対し、次の表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
	号	区分		率											
	1	5,000万円以下の金額に対して		6.5%											
	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して		5.5%											
	3	1億円を超える金額に対して		4.5%											
		一般管理費													
	付帯工事費														
	機械器具費														
	測量及試験費														
	事務費														

①第2（1）第2号に掲げる事業

1 費目	2 細分	3 内容
人件費	人件費	業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	賃 金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費	事業を行うために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
	旅 費	事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務を外注する場合に要する経費をいう。
	使用料及 賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第3

第2 (1) 第1、3、4号に掲げる事業

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。